

## R P S 法の評価検討に当たっての論点整理

### 1. 義務量

#### 現状

施行初年度及び2年度目は、経過措置期間の義務量\*の超過達成により、バンキングされたR P S相当量が増してきており、3年目となる本年度には、義務量が38.3億kWhのところ、前年度からバンキングされたR P S相当量が約21億kWhとなっている。このため、義務量が急激に増加する2008年度以前に、バンキングされたR P S相当量が義務量を上回る可能性があり、R P S相当量の価格下落、更にはその無価値化の可能性がある。

一方、風力の立地地点やバイオマスの資源調達等諸条件も厳しくなる可能性があることから、2010年度の目標達成には、依然として官民を挙げた最大限の努力が求められている。

R P S法により電気事業者に生じる追加的な対策費用は、2010年度には年間約930億円（販売電力量に対して約0.1円/kWh）になるという試算がある（電力価格を4円と仮定した場合。）

\*法附則第3条に基づき2009年までの経過措置期間は、利用目標量を調整した量を義務量としている。2010年は、利用目標量自体が義務量となっている。

#### (1) 2010年度の義務量

地球温暖化防止、エネルギーの安定供給のみならず、石油価格の高騰や循環型地域作りの観点からも義務量を増やしていく方向が必要ではないか。

2010年度の義務量は最大限の努力があっても達成は、なお厳しい。ここ数年はR P S法施行前に計画していた新エネ設備が完成したことも寄与し、義務量を達成してきているが、今後義務量が増えるとともに、風力の立地地点やバイオマスの資源調達等の諸条件が厳しくなっていくのではないか。

## ( 2 ) 経過措置期間の義務量

経過措置期間の義務量設定は、利用目標量の達成が著しく困難な場合に適用されているものである。この考え方を念頭に置き現在の履行状況を見ると、経過措置期間の義務量を上げるのが自然ではないか。

R P S相当量のバンキングが多くなされているのは、経過措置期間中の供給可能量の当初見込みが低かった証ではないか。このため、経過措置期間の義務量を上げるべきではないか。

全体では、義務量を超過達成しているが、電気事業者すべてが余裕があると判断すべきでなく、事業基盤、今後の導入可能性等をみて判断すべきではないか。

現在の義務量の達成状況は、各義務者が、2008年からの急激な義務量増加に対応し、2010年度の義務達成をするために、各義務者が早めに電源を確保した結果であり、このため、R P S相当量のバンキングが増加したということではないか。

## ( 3 ) バンキングの運用方法

R P S相当量の数年後の大幅価格下落や無価値化による新エネルギー市場の混乱の可能性に鑑み、R P S相当量の価値の維持のためバンキング期間の長期化をすべきではないか。

現行のバンキング制度は1年が限度で、それ以降バンキングができない。2008年に急激に義務量が増えるため、バンキングの期限等を柔軟に運用できるような検討をすべきではないか。

バンキングについては、新エネルギーによる発電量が天候に左右され得るなどの不安定性、それに伴うR P S相当量の需給バランスへの影響等を考慮して導入されたものである。こうした趣旨を踏まえてその在り方を検討すべきではないか。

## 2 . 取引価格

### 現状

R P S 相当量の取引量が少ない上、相対取引が多く、R P S 相当量価格の相場観をつかみにくい。そのため、新エネルギー事業計画を立てにくい。

#### ( 1 ) 価格情報

価格の情報が得られれば、新エネルギー事業に対する不透明感、不安感が軽減される。新規参入を容易にするためにも、きめ細かな価格情報が必要ではないか。

R P S 法の特徴である日本全体での経済効率的な新エネルギーの導入や負担の平準化を図る上でも R P S 取引市場を活性化させるべきではないか。

#### ( 2 ) 最低価格の設定

事業採算性を見通しを把握しやすくするために、R P S 相当量の最低価格を設定すべきではないか。

下限価格の設定は経済効率的な導入という R P S 法の趣旨に反するため好ましくないのではないか。

### 3 . 目標期間

#### 現状

利用目標量の設定期間が8年間であるが、新エネルギー事業は15年以上行うのが通常であるため（風力発電施設及び太陽光発電施設の法定耐用年数は17年）、新エネルギー発電事業者等の事業リスクが依然存在している。

新エネルギー発電施設の償却期間は15年程度なので、国が2020年や2030年の目標量や義務量を示さないと意欲的投資は困難であり、事業のリスクも高い。このため、目標設定期間を15年ぐらいに延ばすべきではないか。

現在の目標期間の長さでは、長期の買電契約が成り立ちにくい、一般電気事業者が自主的に長期契約をして、新エネルギーの事業環境を支えているのが実態である。しかし、長期的な目標が国により示されれば、PPSも長期的な買電契約に積極的となる。このため、義務者の観点からも長期的な目標は必要ではないか。制度リスクと事業リスクを緩和し、新エネルギーの導入を推進するためには、15年から20年間にわたる高めの目標値を政策的に設定することが必要である。この目標値については、義務とするのが困難であれば、より長期的なリファレンス、推奨値とするという方法もあるのではないか。

PPSの目標値は、新エネルギー全体の施策の一部であるため、目標設定期間の長期化については、新エネルギー全体の長期的な施策、目標量を総合的に議論する中で、検討されるべき課題ではないか。

#### 4 . 義務対象エネルギー

##### 現状

R P S法の義務対象エネルギーは、対象エネルギーの経済性、導入可能性等を勘案して決定したものであるが、最近の技術進歩等を踏まえ、検討の必要性が生じている。

##### ( 1 ) バイオマスによる燃料電池

バイオマスについては「熱源」とした発電のみが対象となっているが、バイオマスを使った燃料電池による発電も同じく対象とすべきではないか。

##### ( 2 ) 水力発電

河川維持用水利用発電や利水放流発電については、既にあるダム、導管等の施設を利用し、発電機を設置するのみであり、環境への追加的な影響もない。このため、このように環境への追加的な影響のないものについては、対象エネルギーとすべきではないか。

諸外国の状況を見ても、R P S法の水路式1000kW以下という基準は、厳しすぎるため、規模要件を拡大すべきではないか。

1000kW以上の水力について検討するのであれば、総括原価取引に関する電気事業法との整理が必要ではないか。

R P S法では、再生可能エネルギーであるものの、経済性の面での制約等から普及が進展していない電源を対象にしているが、水力に関しては、規模によっては既設分が相当数あり、制度の運用に大きく影響を与えることが懸念されるので、このような点に留意し、規模の設定については慎重に考えるべきではないか。

### (3) 地熱発電

地熱発電はR P S法の運用上非常に狭い解釈がされているが、対象をもっと広げて地熱発電を促進すべきではないか。

地熱発電の対象範囲の拡大については、環境問題を含め慎重に議論すべき。

R P S法では、再生可能エネルギーであるものの、経済性の面での制約等から普及が進展していない電源を対象にしているが、地熱に関しては、既設分が相当数あり、制度の運用に大きく影響を与えることが懸念されるので、このような点に留意し、対象についての解釈の仕方については慎重に考えるべきではないか。

## 5. R P S法と需要家との関係

### 現状

R P S法は電気事業者に義務を課している制度であり、電力需要家が、新エネルギーの供給増大によるメリットを認識できるような仕組みを有していない。このため、電気事業者として、新エネルギー導入コストの転嫁を実施しにくい実態がある。また、電力需要家の新エネルギー拡大への参加意欲を新エネルギー促進に生かすことができていない。

R P S法は、電力需要家を対象としていないため、電力需要家の新エネルギーの理解増進とは無縁の制度である。しかし、価格転嫁、発電所立地などの観点からは、二酸化炭素削減価値の帰属がどこにあるのかを明確にするなど電力需要家にもアピールできる制度にすべきではないか。

グリーン電力証書等の需要サイドの取組とR P S法等の供給サイドの取組とを需給の両面から推進すれば、新エネルギーを一層促進させることができるのではないか。

## 6 . R P S 法に関連する事項

### ( 1 ) 罰金の従量化

遵守のインセンティブを強化するため、罰金を従量制の課徴金にすべき。

### ( 2 ) 余剰電力購入メニュー

基本的には、需要家側である国民の取組として、太陽光発電の設置がある。この太陽光発電の設置動機については、電力会社が余剰電力を買ってくれるということが一番だというアンケート結果があり、R P S 法のみではなく、電力会社による余剰電力購入メニューは不可欠ではないか。

R P S 制度における負担の議論と、電力会社における太陽光の余剰電力購入メニューは密接な関係。余剰電力購入メニューについては、電力会社の負担となっており、この部分の負担の在り方について議論が必要ではないか。

余剰電力購入メニューについては、昨今の太陽光発電の価格低下等の状況変化を踏まえ、各電力会社が自主的に検討していくものと考えべきではないか。

### ( 3 ) 電源別義務量

各電源の技術開発の進捗状況、循環型社会形成との兼ね合い等の観点から風力や太陽光がより促進されるように、電源別に義務量を設定することも検討すべきではないか。

義務量を電源別に設定することは、経済効率的な導入というR P S 法の趣旨に反する上に、制度が複雑になるため、避けるべきではないか。

### ( 4 ) その他

固定価格制度かR P S 制度のどちらを選択するかという議論ではなく、それらを組み合わせた制度や発電量に対するランニング補助の導入を検討すべきではないか。

新エネルギー普及の観点から新エネルギー発電の自家消費分にもR P S 相当量を与え、新エネルギーとしての価値を認める仕組みが必要ではないか。

## 7. その他新エネルギー施策全般に関する事項

新エネルギーの導入促進の責務をすべてR P S法の義務履行だけで解決できるという過大な期待を持つことや、R P Sを強化するという方向だけで解決策を見いだすということがないように、広い観点から検討すべき。

原油高騰を考慮すると将来の長期エネルギービジョンを策定し、再生可能エネルギーに対して、手厚い優遇措置が必要ではないか。

国際比較をする上では新エネルギーの定義に注意が必要であり、今後整理が必要ではないか。

立地促進のために、土地利用関係の規制緩和をすべきではないか。

新エネルギー対策全体をみると、熱分野に規制措置が講じられていない中で、電気分野の義務が引き上げられるのは公平性に欠けるのではないか。

新エネルギー導入拡大に資するような電気供給ルールの可能性について検討すべきではないか。

総合資源エネルギー調査会 新エネルギー部会

RPS法評価検討小委員会委員名簿

氏 名 所 属

委員長

山地 憲治 東京大学大学院工学系研究科電気工学専攻教授

委員

伊藤 和男 三菱マテリアル株式会社 エネルギー事業部事業部長補佐

大塚 直 早稲田大学法学部教授

海輪 誠 東北電力株式会社取締役・企画部長

工藤 拓毅 (財)日本エネルギー経済研究所地球環境ユニット総括

杉本 完蔵 昭和シェル石油株式会社ニュービジネスディベロップメント部

参事

武田 勉 株式会社エネット取締役営業本部長

筒見 憲三 株式会社ファーストエスコ代表取締役社長

中村 成人 株式会社ユーラスエナジーホールディングス常務取締役

洞口 幸男 群馬県企業局事業部長

村松 衛 電気事業連合会企画部長

渡部 寿史 関西電力株式会社取締役・お客様本部副本部長

(五十音順 敬称略)

## R P S 法評価検討小委員会開催状況

第1回(平成17年11月1日)

### 【議題】

1. R P S 法評価検討小委員会の公開について
2. R P S 法の評価検討について
3. 有識者ヒアリング
  - 1) 浅野 浩志氏(東京大学大学院工学系研究科教授)
  - 2) 飯田 哲也氏(環境エネルギー政策研究所所長)
  - 3) 船曳 尚氏(ナットソース・ジャパン株式会社マネージャー)

第2回(平成17年11月29日)

### 【議題】

1. 有識者ヒアリング
  - 1) 熊崎 実氏(岐阜県立森林文化アカデミー学長)
  - 2) 高田 和彦氏(風力発電推進市町村全国協議会事務局次長)
  - 3) 溝渕 寛明氏(サミットエナジーホールディングス株式会社代表取締役社長)
  - 4) 吉田 由美子氏(23区南生活クラブ生協理事長)

第3回(平成17年12月22日)

### 【議題】

1. R P S 法の評価検討に当たっての論点整理